

## 受託研究契約書 (簡易版 サンプル)

受託者 学校法人 長崎総合科学大学 (以下「甲」という。) と委託者 株式会社 ○○○  
○○○ (以下「乙」という。) は、次により受託研究契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、以下の内容の研究 (以下「本研究」という。) を甲に委託し、甲はこれを実施する。

- 一 研究名 「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する研究」
- 二 研究に要する経費 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税および地方消費税〇〇〇円を含む)
- 三 研究期間 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日
- 四 研究担当者 ○○○ ○○○○○

第2条 乙は、本研究に要する経費 (以下「研究費」という。) を、甲が発行する請求書の受領日から 30 日以内に学校法人 長崎総合科学大学 財務課に納付することとする。

- 2. 乙は、前項に定めた納付期限までに前項の研究費を納付しないときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年 3 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

第3条 甲は、乙が納付した研究費については、原則として返還しないものとする。

第4条 乙は、本研究の委託を一方的に取り消すことはできない。

第5条 甲および乙が本研究の結果生じたものと認めた成果 (以下「成果」という。) 、およびその成果に基づく工業所有権 (特許、実用新案、意匠および商標を受ける権利、ならびに当該権利をいう。) や著作権の帰属は、原則として甲に帰属するが、甲乙間で協議できるものとする。

第6条 甲および乙が本研究に関し、相手方から取得した技術上、営業上の情報について研究期間中ならびに研究終了後 ○〇年間は秘密の保持を行うものとする。

ただし相手方から将来期待される利益を害するおそれがあるとして、指摘を受けた部分については前段の規定に関わらず、期間終了後も秘密保持を行うものとする。

第7条 研究費により取得した機器備品等は、甲に帰属するものとする。

第8条 甲は、止むを得ない理由があるときは、本研究を中断し或いは中止し、または研究期間を延長することができるものとする。この場合において、甲はその責めを負わないものとする。

第9条 甲は、本研究が完了したときは、完了後 2 カ月以内に研究成果報告書を乙に提出するものとする。

第10条 甲は、前条の研究成果報告書を提出した後、乙の事前の書面による承諾を得てその結果を公表することができるものとする。

第11条 甲及び乙は、本契約に従い他の当事者から提供される貨物又は技術を輸出又は非居住者・特定類型該当事者へ提供を行う場合には、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続きを行う。

- 2. 甲及び乙は、本契約又は個別契約に従い他の当事者から提出・支給・貸与されるいかなる貨物又は技術も大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用せず、また、かかる目的に使用されることが判明している若しくは 疑いがある場合は直接・間接を問わず輸出又は非居住者・特定類型該当事者への提供を行わない。

第12条 本契約についての必要な細目は、別に定める長崎総合科学大学受託事業規程によるものとする。

第13条 本契約に定めない事項について、これを定める必要があるとき、また本契約の各条項の解釈に懐疑が生じた事項について、甲乙協議の上、誠意を持って円満に解決をはかるものとする。

以上の約定を証するものとして、本契約書を2通作成し、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 長崎市網場町536  
学校法人 長崎総合科学大学  
理 事 長 田頭 慎一 印

乙 ○○○○○○○○○○○  
株式会社 ○○○○○○  
代表取締役 ○○ ○○ 印